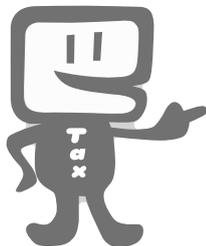


税を考(え)る週(間)

テーマ「くらしを支える税」



国税庁では、国民の皆さんに租税の意義や役割、税務行政に対する知識と理解を深めていただくために、毎年11月11日から17日を「税を考(え)る週(間)」として、ホームページなどでさまざまな情報を提供しています。詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。

国税庁 で 検索



税務署からのお知らせ

- ▶「税を考(え)る週(間)」のイベントの開催について
期間中には、ジョイフル2階で、「中学生の税のポスター」「中学生の税の作文・習字」「小学生の税に関する絵はがきコンクール」「小・中学生の税の標語」の作品展示を行いますので、ぜひご来場ください。(その他作品展示会場は右欄をご覧ください。)
- ▶来署による相談の事前予約について
税務署への来署による相談は、十分な相談時間をもって対応するため、事前に電話予約をお願いします。
☎0824-72-1001(音声ガイダンスに従い、「2」を選択してください。)

11月11日～17日までは
税を考(え)る
週(間)です

作品展示

- 高野支所
11月19日～25日
 - 口和支所
11月27日～12月3日
 - 比和支所
12月5日～10日
 - 東城支所
12月12日～17日
 - 西城支所
12月19日～25日
 - 総領保健福祉センター
12月27日～1月9日
 - 本庁舎市民ホール
1月11日～17日
- 税務課市民税係 ☎0824-73-1146

家屋の取り壊しや新增築、 土地の地目変更の届け出を

固定資産税は、その年の1月1日時点で、固定資産(土地、家屋、償却資産)を所有している方に課税されます。

取り壊しや、り災などにより、家屋が無くなった場合や、登記されていない建物の所有者が変わった場合には、12月27日(金)までに「家屋異動申告書」を税務課または最寄りの支所地域振興室・市民生活室に提出してください。申告書は税務課および各支所に備え付けています。

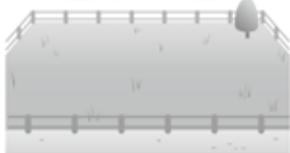
取り壊しなどにより無くなった家屋の固定資産税は、翌年度から課税されません。ただし、土地に適用されている「住宅用地に対する特例」が適用されなくなるため、税額が上がる場合があります。

「家屋を取り壊し・新增築した」「土地の利用状況が変わった」など、現況に変更があった場合は、年内に届け出をお願いします。

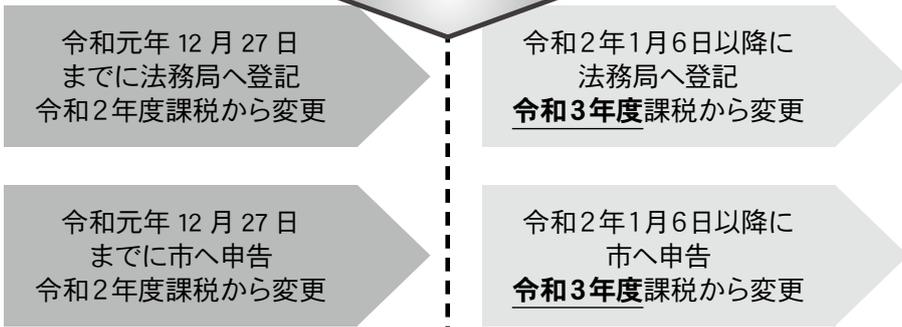
登記されている
土地・家屋



登記されていない
土地・家屋



1月1日が基準日



問い合わせ 税務課資産税係 ☎0824-73-1144